(昭和 45 年5月 11 日 条例第 11 号)

豊川市表彰条例(昭和38年豊川市条例第14号)の全部を次のように改正する。

### (目的)

第1条 本市の住民の福祉に貢献し、又は市政の振興に寄与し、その功績の顕著なものの表彰については、この条例の定めるところによる。

# (表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰及び市政功労表彰とする。

#### (一般表彰)

- 第3条 市民又は市に縁故のある個人、法人若しくは団体等で次の各号のいずれかに該当 するものは、一般表彰として表彰する。
- (1) 地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著なもの
- (2) 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著なもの
- (3) 産業の開発又は振興に貢献し、その功績の顕著なもの
- (4) 風教の善導、社会福祉、民生の安定等に尽すいし、その功績の顕著なもの
- (5) 公益事業に尽すいし、その功績の顕著なもの
- (6) 保健衛生の向上に貢献し、その功績の顕著なもの
- (7) 交通の安全、治安の維持又は水火災の防護に貢献し、その功績の顕著なもの
- (8) 運輸、交通又は通信の発達に貢献し、その功績の顕著なもの
- (9) 市の公益のため多額の私財を寄附し、その功績の顕著なもの
- (10) 自己の危険を顧みず、人命の救助又は公共物の保護に当たり、その功績の顕著なもの
- (11) 市民活動等により市民の福利を増進し、その功績の顕著なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に表彰を必要と認めるもの

### (市政功労表彰)

- 第4条 市長、市議会議員、副市長又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項若しくは第3項に規定する委員会の委員及び委員として、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に規定する期間在職した者は、市政功労者(以下「功労者」という。)として表彰する。
- (1) 市長の職 8年以上
- (2) 市議会議員の職 12年以上
- (3) 副市長の職 12 年以上
- (4) 地方自治法第 180 条の5第1項又は第3項に規定する委員会の委員又は委員の職 15 年以上
- 2 前項に定める者のほか、本市の公益又は振興発展に特別の寄与をし、広く市民の尊敬を受けるに足る者は、功労者として表彰する。
- 3 同一人が第1項各号に規定するそれぞれの職を異にして在職した場合における当該各号に掲げる職の在職期間は、別に定めるところによりその前後を通算する。

## (表彰の方法)

- 第5条 表彰は、市長が表彰状に記念品又は金員を添えてこれを行う。
- 2 市政功労表彰にあっては、前項に規定するもののほか、功労章を贈る。
- 3 表彰を受けるべき者が、表彰日前に死亡したときは、その者の遺族に対してこれを行う。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年市制施行記念日に行う。ただし、特別の事情があるときは、随時これを 行うことができる。

#### (功労者の礼遇)

第7条 功労者として表彰を受けた者に対しては、別に定めるところにより礼遇する。

### (再表彰)

**第8条** 既に表彰を受けたものが再び表彰を受けるべき事由に該当したときは、更に表彰することができる。

### (表彰の制限)

- **第9条** 功労者の表彰は、第4条第1項の規定にかかわらず、現にその職に在る間はこれを 行わない。
- 2 功労者として表彰を受けるべき者が表彰を受ける日前に次の各号のいずれかに該当したときは、表彰を行わない。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 功労者としての体面を汚し、又は功労者にふさわしくない行為があったとき。

# (資格の喪失)

**第10条** 功労者として表彰を受けた者が前条各号のいずれかに該当したときは、その資格を 喪失するものとし、功労章を返納させることができる。

## (表彰審査委員会の設置)

**第11条** 表彰を公正かつ適正に行うため、豊川市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を 設ける。

# (委員会の組織等)

- 第12条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。
- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員

#### (委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

# 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 11 年3月 10 日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 15 年3月7日条例第2号) この条例は、平成 15 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 12 月 22 日条例第 55 号) この条例は、平成 19 年4月1日から施行する。